

Ⅲ 研究ノート Ⅲ

リビア空爆と保護する責任

澤 喜司郎

はじめに

保護する責任 (Responsibility to Protect) とは一般に、国家主権は人々を保護する責任を伴い、国家がその責任を果たせないときには、国際社会がその責任を代わって果たさなければならないとするものとされ、国際社会の保護する責任は不干渉原則に優先するとされています。¹⁾

この保護する責任には「予防する責任」「対応する責任」「再建する責任」の3つの責任があるとされ、最も重要な「予防する責任」とは、人々を危機に曝す根本原因と直接原因の予防に取り組むことをいい、その方法には開発援助や、統治・人権・法の支配への支援、対話・和解の促進などがあるとさ

1) 2005年の国際連合首脳会合(世界サミット)に集まった世界の指導者は、その包括的な「成果文書」の中で保護する責任について、「我々は、自由、平等、連帯、寛容、あらゆる人権の尊重、自然の尊重、及び共有された責任を含む共通の基本的価値が、国際関係にとって重要であることを再確認する」(第4項)、「我々は、ジェンダー平等、及び、あらゆる人権と全ての基本的な自由の完全な享受の促進と保護が、開発、平和と安全を進展させるために不可欠であることを再確認する」(第12項)、「我々は、したがって、より平和で繁栄した民主的な世界を造ること、また、ミレニアム・サミットや他の主要な国連の会議やサミットの成果を履行する方法を引き続き探求し、『開発』『平和と集団安全保障』『人権と法の支配』『国連の強化』の4つの分野における問題の多国間の解決を図るために具体的措置を取ることを決意する」(第16項)とし、「各々の国家は、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪からその国の人々を保護する責任を負う。この責任は、適切かつ必要な手段を通じ、扇動を含むこのような犯罪を予防することを伴う。我々は、この責任を受け入れ、それに則って行動する。国際社会は、適切な場合に、国家がその責任を果たすことを奨励し助けるべきであり、国連が早期警戒能力を確立することを支援すべきである」(第138項)と宣言しています。外務省「2005年世界サミット成果文書(仮訳)」平成17年9月16日。

れています。「対応する責任」とは、保護を必要とする人々に対して適切な措置を用いて対応することをいい、適切な措置には制裁や訴追などの強制措置、非常時には軍事介入も含まれるとされています。「再建する責任」とは、特に軍事介入の後に復興、再建、和解を含む完全な支援を提供することとされています。²⁾

他方、不干渉原則とは、他国の管轄事項について強制又は威嚇に基づいた命令的関与を行ってはならないというもので、たとえば1970年10月24日の「国際連合憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言（友好関係原則宣言）」（国連総会決議2625）は、「いかなる国又は国の集団も、理由のいかんを問わず、直接又は間接に他国の国内問題又は対外問題に干渉する権利を有しない。したがって、国の人格又はその政治的、経済的及び文化的要素に対する武力干渉その他すべての形態の介入又は威嚇の試みは、国際法に違反する」としています。³⁾

保護する責任（対応する責任）を謳った、2011年3月17日の国連安全保障理事会決議（以下、安保理決議と略す）1973により、英国、フランス、米国などは大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国（現リビア国、以下リビアと略す）に対して空爆を行いました。本稿では、リビア空爆の国際法上の問題などについて、若干の検討を試みることにします。⁴⁾

2) International Commission on Intervention and State Sovereignty (ICISS), *The Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty*, Ottawa, International Development Research Centre, 2001. 田中極子「『保護する責任』と国連PKO」(http://www.pko.go.jp/pko_j/organization/researcher/atpkonow/article005.html)

3) 国際連合憲章第2条7は「この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。但し、この原則は、第7章に基く強制措置の適用を妨げるものではない」とし、一部の例外を除いて、組織としての国際連合にも加盟国に対する干渉権限はないとしています。

4) 2005年の世界サミットで採択された「成果文書」に含まれた保護する責任原則を再確認したのが、2006年4月28日の安保理決議1674です。同決議は、「影響を被る市民の保護を確保するために可能なあらゆる措置を講じる第一の責任は武力紛争を引き起こした勢力にあることを再確認し、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下での第一の責任に留意し、紛争予防と解決を目指して講じる措置の重要性を強調し、

1 カダフィ政権と反政府デモ

チュニジアとエジプトで独裁政権を倒した民衆蜂起「アラブの春」が飛び火する形で、2011年2月15日に、1969年以来ムアマル・カダフィ大佐によって強固な独裁体制が敷かれていたとされるリビアで反政府デモが起こりました。反政府デモは、首都トリポリで人権派の弁護士が当局に身柄を拘束されたことをきっかけに始まったとされ、インターネットを通じた呼びかけによってベンガジなど北東部を中心に反政府デモが広がりました⁵⁾。NHK解説委員室「中東に広がる反政府デモ」(2011年2月18日)は、「外国の報道機関の取材が厳しく制限されているため、詳しいことはわかっていませんが、治安部隊との衝突でこれまでに20人以上が死亡、多数のけが人が出ているようです。リビア政府は、周辺国の反政府デモが、自国に及ぶのを防ごうと、収監していた反政府組織のメンバー100人以上を釈放したり、公務員の給与を引き上げたりしました。また、政権側によるカダフィ大佐を支持するデモも開かれ、国営テレビを使って宣伝しています。圧倒的な数の治安部隊が、デモを抑え込んでいるようですが、首都から離れた北東部一帯は、カダフィ大佐に批判的な勢力の基盤で、今後、さらに反政府デモが広がる可能性もあります」としていました。⁶⁾

「虐殺・戦争犯罪・民族浄化・人道に対する罪から人々を保護する責任に関する2005年世界サミット成果文書の第138・第139パラグラフの条項を再確認する」(第4項)、「市民及びその他保護されるべき人々を故意に攻撃目標とすること並びに武力紛争下において国際人道法・人権法を組織的かつあからさまに広範に違反することは国際の平和及び安全に対する脅威となりうることに留意し、この観点からそのような事態に対処し、適切な手段を採択する準備を再確認する」(第26項)としています。

- 5) オバマ大統領は2011年2月15日に、中東各地に広がっている反政府デモを支持する姿勢を示し、「人々を暴力で抑え込み、権力を維持することはできない」と述べていました(「日テレNEWS 24」2011年2月16日8時49分配信)。
- 6) ビレイ国連人権高等弁務官は2月18日に、リビアやバーレーンなどで広がっている反政府デモへの弾圧に関して「自国民の正当な要求に対し、各国政府が違法かつ過剰な対応をしていることを強く非難する」との声明を発表し、多数の死者が出ていることに懸念を示し、暴力的な弾圧を即座に停止するよう各国政府に求めました。同弁務官事務所によれば、リビアでの死者数は最低24人で、50人に達した可能性もあるといい、負傷者は数百人に上る見通しとしていました(「日本経済新聞」2011年2月19日9時59分配信)。

なお、リビアでの反政府デモは、リビアが部族社会であることにも関係しています。アラブ圏では血縁集団の部族が社会の基本単位となり、都市化が進んだエジプトやチュニジアと異なり、リビアでは部族社会の色彩が色濃く残っています。各部族内には派閥があり、部族長が方針を決め、部族内や部族間の争いを調停しています。人口650万人のリビアには、西部の首都トリポリと東部の第2都市ベンガジを中心に大小約140の部族があり、そのうち約30が有力部族とされ、最大部族は総数が約100万人と言われる西部ミスラタのワルファラ族とされています。カダフィ大佐は、中部シルテの弱小カダファ族出身で、1969年のクーデターで王制を倒し、権力を握って以降、主に首都周辺や中部の有力部族に軍や政府の主要ポストを与え、一方で対立する部族を肅清しながら、独裁体制を維持してきたとされています（「読売新聞」2013年10月21日付朝刊）。

リビアの反政府デモについて、外務省中東第一課「リビア概況」（平成24年8月）は、「東部ベンガジにおけるデモ隊と警官隊・政府支持勢力との衝突をきっかけに、各地で反政府デモの発生と、それに対する政府による武力弾圧が繰り返される。以後、反体制派はベンガジを拠点に政権側と戦闘状態に陥る。反政府デモはトリポリをはじめリビア全土に広がる一方、政権側は重火器、戦車等を投入して大規模に弾圧」としていました⁷⁾。また、2011年2月19日の日本の外務報道官談話は「18日、ベンガジ、ベイダ等の都市を中心に反政府デモが継続。ベイダでは、武装した反体制派と治安部隊が衝突。ベンガジでは、数千人規模の大規模反政府デモで、放火等の騒乱が深刻化。各地にも反政府デモが拡大発生、全土で数万人がデモに加わっている模様。軍がベンガジに展開、アフリカ人の傭兵部隊がデモ鎮圧任務に当たっている」

7) 福富満久「リビア内戦と『保護する責任』」（『国際問題』No. 605, 2011年10月）は、「エジプトのムバラク政権崩壊から4日後の2011年2月15日、リビア東部キレナイカの都市ベンガジにて暴動が発生し、18日には大規模な抗議行動に発展した。21日、抗議行動は、首都トリポリに波及し、政府は、数千人に膨れ上がった反政府デモに対し、戦闘機やヘリコプターによる機銃掃射、手榴弾や重火器を使用して空爆を行なうなど、事実上の自国民への無差別攻撃が始まった」としています。

と、反体制派が武装し、暴徒化しているとしていました。⁸⁾

首都トリポリで政府軍の戦闘機やヘリコプターが反政府デモ隊を攻撃したとされることに対し、潘基文国連事務総長は2月21日に「市民へのそのような攻撃が事実なら、国際人権法の重大な違反であり、事務総長として最も強い言葉で非難する」と語り、暴力の即時停止を求めました（「毎日新聞」2011年2月22日付東京夕刊）。国連広報センター（「世界の動きと世界」2011年2月22日、2011年2月23日）によれば、翌2月22日に国連安全保障理事会（以下、安保理と略す）はリビア情勢に関する非公式協議を行い、協議後に議長は報道声明を発表し、リビア政府に対し、抗議デモ参加者への武力行使を即時に停止し、国民を保護する責任を果たすよう促しました。また、潘基文事務総長は2月23日の国連本部での記者会見で、カダフィ大佐による抗議デモ参加者襲撃は人道に対する罪のおそれがあると忠告しました。⁹⁾

安保理は2月25日にアフリカの平和及び安全に関する会合を開き、潘基文事務総長は安保理に対し、リビア政権による抗議デモ参加者への暴力の即時停止のための措置を講じるよう求めました。そして、2月26日に安保理は決議1970を全会一致で採択しました。

8) 日本経済新聞（2011年2月20日朝刊）は、「カダフィ政権は長く国内のイスラム原理主義者を弾圧。治安部隊がデモ隊を強制排除したベンガジは原理主義勢力の影響が強く、反カダフィ感情が強いとされる。デモ発生はこうした反政府感情が強い地域に偏っているとの指摘もあり、首都トリポリでは大規模な衝突は伝えられていない」と報じていました。

9) 2月23日に、オバマ大統領は「苦痛や流血は非道極まりなく、容認できない」「リビア国民の普遍的権利を強く支持する」とする声明を発表し、武力行使の即時停止を求め、「この危機に対し、あらゆる選択肢を用意するよう指示した」と述べ、制裁を視野に対応を検討していることを明らかにしました（「読売新聞」2011年2月24日10時58分配信）。これに対し、ロシアのプーチン首相は2月24日に「自国の将来は外部の介入なしに決める権利がある。我々は介入すべきではない」と述べ、制裁に慎重な姿勢を示しました（「読売新聞」2011年2月25日10時36分配信）。しかし、2月25日にオバマ氏は反政府デモ弾圧を巡る人権侵害を理由に、カダフィ氏一家を対象に経済制裁を科す大統領令を発動し、今後は同盟国と協調した制裁や、国連を通じた責任追及でリビア政府に圧力をかける姿勢を鮮明にしました（「毎日新聞」2011年2月26日付東京夕刊）。

2 安保理決議1970と1973

安保理決議1970は、前文で「リビアにおける状況に重大な懸念を表明し、また市民に対する暴力及び武力の行使を非難し」「平和的なデモ参加者に対する抑圧を含む、人権の甚だしくかつ組織的な侵害を憂慮し、市民の死亡に深い懸念を表明し、またリビア政府の高いレベルから行われた一般市民に対する戦闘行為及び暴力の明白な扇動は受け入れられず」「リビアで一般市民に対して現在行われている広範かつ組織的な攻撃は、人道に対する罪と同然でありうることを考慮し」「リビア国民を保護するリビア当局の責任を想起し」「リビアの主権、独立、領土保全及び国の統一に対する安保理の関与を再確認し」「国際連合憲章の下での国際の平和及び安全に対する安保理の主要な責任に留意し、国連憲章第7章に基づいて行動し、また同第41条に基づいた措置を講じる」としていました。

その上で、「暴力をすぐに止めることを要求し、また国民の合法的な要求を満たす措置を要請する」(第1項)として、リビア政権に反体制派への暴力の即時停止を要求し、「2011年2月15日以降のリビアにおける状況を国際刑事裁判所の検察官に付託することを決定する」(第4項)としていました。¹⁰⁾

保護する責任は上述のように、一般に、国家主権は人々を保護する責任を伴い、国家がその責任を果たせないときには国際社会がその責任を代わって果たさなければならないとするものとされ、本決議は前文で「リビア国民を保護するリビア当局の責任」「国際連合憲章の下での国際の平和及び安全に対する安保理の主要な責任」と謳い、保護する責任(予防する責任と対応する責任)を打ち出しています。そして、予防する責任は上述のように、人々を危機に曝す根本原因と直接原因の予防に取り組むこととされ、本決議は国連憲章第41条(非武力行使)¹¹⁾に基づく措置を講ずることによって、国連が

10) また、安保理決議1970は、武器禁輸(第9項～第14項)、渡航禁止(第15項と第16項)、資産凍結(第17項～第21項)、制裁委員会(第24項と第25項)、人道的支援(第26項)などについても決定しました。そのため、本決議は「対リビア制裁決議」と呼ばれています。

リビアの人々を保護する責任を果たそうというものです。また、対応する責任は上述のように、保護を必要とする人々に対して適切な措置を用いて対応することをいい、適切な措置には制裁や訴追などの強制措置、非常時には軍事介入も含まれるとされ、本決議は国際刑事裁判所の検察官への付託の決定という強制措置を謳っています。しかし、「国連憲章第41条に基づいた措置を講じる」としていたため、国連憲章第42条に基づく「軍事介入」という強制措置は講じないとしていました。

他方、カダフィ政権による反政府デモ弾圧に反対して辞任したアブドルジャリル前司法書記（法相に相当）が、2月27日に同国東部で暫定政府「国民評議会」の樹立を発表しました。カダフィ政権に代わる受け皿としての国民評議会が樹立されたとして、3月1日に英国のキャメロン首相、カナダのハーパー首相、ドイツのウェスターウェレ外相、カタールのハマド首相は一斉に、カダフィ大佐に政権を明け渡すことを求める声明を発表しました。また、国民評議会は3月7日に各国に軍事介入を求めましたが、軍事介入に前向きな姿勢を示したのは同評議会を承認したフランスや英国など一部の国にとどまり、またカダフィ政権による反体制派への空爆を阻止するための飛行禁止空域の設定には米国、ロシア、中国などが反対の立場を表明しました。¹²⁾

- 11) 国連憲章第41条は、「安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる」と規定しています。
- 12) 福富満久「リビア内戦と『保護する責任』」前掲。他方、酒井啓子「リビアとシリア：やっぱり『民主化は欧米の手先』?」（「ニューズウィーク日本語版」2011年3月30日23時00分配信）は、「反政府勢力が未熟で自力での政権転覆ができない状況にも関わらず、現政権打倒に立ち上がった」「だからこそ、早々に国際社会に支援を依存し、欧米の軍事介入を招いた」「3月17日、国連はリビアに対する飛行禁止空域設定を決定し、19日には英仏米などが空爆を開始した。反政府勢力は欧米の軍事支援をバックに、巻き返しを図っている。このことが、似たような体制をとる他のアラブ諸国の反政府運動に与える影響は少なくない。反政府側にとっては、自力では政権転覆できなくても国際社会の後押しがあるぞ、という要素が加わった。政権側には、内政的に反政府活動を抑えればいいという段階を超えて、欧米が軍事的に介入してくる、という危機意識が加わる。畢竟、衝突は一層鮮烈に、そして徹底的なものとなる」としています。

しかし、3月12日にアラブ連盟がカイロで緊急外相会議を開催し、リビア領空での飛行禁止空域の設定を安保理に求めることで合意したこと¹³⁾、またカダフィ大佐が3月17日にベンガジへの総攻撃と無差別殺戮をも辞さないと言明したこと¹⁴⁾、同日に安保理決議1973が採択されました。¹⁵⁾

安保理決議1973は、前文で「リビア当局が決議1970（2011年）を遵守しないことを憂慮し、悪化する状況、暴力の拡大及び市民の犠牲に重大な懸念を表明し、リビア国民を保護するリビア当局の責任を繰り返し表明し、また武力紛争の当事者が市民の保護を確実にするためのあらゆる実行可能な措置を講じる主要な責任を負っていることを再確認し」「リビアで一般市民に対して現在行われている広範かつ組織的な攻撃は、人道に対する罪と同然でありうることを考慮し」「リビア領空での飛行禁止を命ずることは、市民の保護並びに人道支援の提供の安全にとって重要な要素であり、リビアにおける敵対行為の停止にとって決定的な措置を構成することを考慮し」「リビアの主権、独立、領土保全及び国家統一に対する安保理の関与を再確認し、リビアにおける事態は国際的平和及び安全に対する脅威を構成すると認定し、国連憲章第7章に基づいて行動する」としていました。

その上で、「停戦の即時確立及び暴力並びに市民に対するあらゆる攻撃と虐待の完全な終結を求める」（第1項）と停戦の即時確立と市民に対する攻撃と虐待の終結を求め、「単独または地域の機関若しくは取極を通じて行動し、また事務総長と協力して行動する加盟国にあって、事務総長に通知した加盟

13) アラブ連盟は3月2日のカイロでの外相会合後の声明で、「アラブ諸国は、親愛なるリビア国民の流血に対し、手をこまぬき何もしないわけにはいかない」と表明し、リビアの反政府グループへの犯罪を非難し、国民的対話を呼びかけ、リビア政府軍部隊と反政府勢力と戦いが続く場合、リビア上空への飛行禁止区域の設定を支持し、アフリカ連合（AU）と協力する可能性を示し、また声明では「リビアでの外国によるいかなる介入」を拒否する方針を示していました（Bloomberg, 2011年3月3日11時3分配信）。

14) カダフィ大佐率いる政府軍による反政府勢力制圧下のベンガジ市攻撃の可能性が伝えられていたため、潘基文事務総長は3月16日に、多数の市民の生命が失われることを危惧し、市民への軍事攻撃に責任を有する者は将来、その行為に説明責任を負うとする声明を発表しました（国際連合広報センター「世界の動きと国連」2011年3月16日）。

15) 同決議は、賛成10、棄権5（中国、ロシア、インド、ドイツ、ブラジル）、反対0で採択されました。

国に、リビア領域であらゆる形態での外国軍による占領を認めないが、ベンガジを含むリビアで攻撃の脅威の下にある市民及び市民居住地区を守るために、決議1970（2011年）第9項にかかわらず、必要なあらゆる措置を講じる権限を付与する」（第4項）とし¹⁶⁾、「市民保護を援助するためリビア領空での飛行禁止を命ずることを決定する」（第6項）と飛行禁止空域の設定を決定しました。¹⁷⁾

本決議も、前文で「リビア国民を保護するリビア当局の責任」「武力紛争の当事者が市民の保護を確実にするためのあらゆる実行可能な措置を講じる主要な責任」「リビア領空での飛行禁止を命ずることは、市民の保護並びに人道支援の提供の安全にとって重要な要素であり、リビアにおける敵対行為の停止にとって決定的な措置を構成する」と謳い、保護する責任（対応する責任）を打ち出しました¹⁸⁾。なお、対応する責任は上述のように、保護を必要とする人々に対して適切な措置（非常時には軍事介入も含む）を用いて対応することとされ、安保理決議1970は「国連憲章第7章に基づいて行動し、また同第41条に基づいた措置を講じる」としていましたが、本決議では「国連憲章第41条に基づいた措置を講じる」という文言が削除されていたため、国際連合は国連憲章第42条に基づいた措置を講ずることによってリビアの人々を保護する責任を果たそうとしました。

16) 安保理決議1970の第9項は、「すべての加盟国は、自国の領土から、あるいは自国領土を経由した、あるいは自国民による、あるいは自国船や航空機による兵器、弾薬、軍艦及び艦装品、準軍事装置、同予備品を含むあらゆる種類の武器及び関連する必需品、それに自国民であるか否かにかかわらず武装した傭兵の準備軍事行動あるいは準備、武器及び関連する必需品の維持あるいは使用に関する技術支援、訓練、金融あるいはその他の支援のリビアへの直接的あるいは間接的支給、販売あるいは譲渡を防止するために必要な措置を講じねばならないことを決定する」と、武器禁輸を決定しました。

17) また、安保理決議1973は、武器禁輸の執行（第13項～第16項）、飛行禁止命令（第17項と第18項）、資産凍結（第19項～第21項）などについて決定しました。

18) 上田秀明「『保護する責任』の履行、リビアの事例」（『産大法学』45巻3・4号、2012年1月）は、安保理決議1973は「保護する責任に言及した画期的な決議である。国連憲章にはこのような形で国際社会による特定国への介入についての明確な言及が無いので、安保理が係る根拠として、『国際の平和及び安全に対する脅威である』との伝統的アプローチに依拠している」としています。

3 リビア空爆とカダフィ政権の崩壊

安保理決議1973が、「停戦の即時確立及び暴力並びに市民に対するあらゆる攻撃と虐待の完全な終結を求める」とし、加盟国に必要なあらゆる措置を講じる権限を付与するとしていたため、カダフィ政権は3月18日に即時停戦を宣言しました。しかし、カダフィ軍がその後も反体制派の拠点ベンガジへの攻撃を続けていたとして、3月19日に米国、英国、フランス、カナダ、イタリアは安保理決議1973に基づいて首都トリポリへの空爆を開始しました。同日に、カダフィ政権は即時停戦を求めたアフリカ連合（AU）首脳国会議の停戦要請を受け入れると表明しました。¹⁹⁾

これに対し、潘基文事務総長はエジプトの首都カイロで記者会見し、すでに18日に停戦を表明しているカダフィ政権に、言葉どおり市民への攻撃を停止するよう求め、またカダフィ政権の停戦申し入れについては依然として市民への攻撃が続いていることから検証と見極めが必要だと語り（AFP、2011年3月21日9時23分配信）、停戦の受け入れを拒否しました。²⁰⁾

他方、3月27日に北大西洋条約機構（NATO）は加盟28か国の大使級会合で、対リビア軍事介入の指揮権を英国やフランスなどの多国籍軍を率いる米軍から引き継ぐことを決定しました。NATOは、安保理決議に基づいて飛行禁止空域の監視と、洋上などでの武器禁輸の監視の両作戦を指揮していたとされていますが、今後は市民の保護を目的とした地上攻撃を含む3つの作戦すべての指揮を執ることになりました。ラスムセンNATO事務総長は声

19) アラブ連盟のムサ事務局長は3月20日に、米英仏軍などが19日に開始したリビア政府軍への攻撃について「現在起きていることは、飛行禁止区域の設定という目的とかけ離れている」「われわれが求めているのは市民の保護であり、さらなる市民への爆撃ではない」と非難しました。これに対し、リビア反体制派のスポークスマンは「事務局長の発言は驚きだ」と、空爆に反対するムサ事務局長の姿勢を批判しました。一方、リビア政府は18日発表の停戦は破棄していないとして、20日にも改めて停戦を表明し、「リビア軍は午後9時からの即時停戦を順守するよう、全部隊に指令を出した」としていました（「ロイター」2011年3月21日13時47分配信）。

20) 潘基文事務総長は3月28日の国連総会の非公式・非公開会合で、リビアについて停戦あるいは同国政府の安保理決議順守を示す証拠は一切ないと述べていました（国際連合広報センター「世界の動きと国連」2011年3月28日）。

明で、NATOとして新たに担う地上攻撃は「カダフィ政権による攻撃の脅威からリビア市民、市民居住区を保護するのが目的だ」と強調しました（『日本経済新聞』2011年3月28日15時30分配信）。²¹⁾

一方、リビアを訪問しているAU首脳らによる代表団は4月11日に、同国東部ベンガジで反体制派「国民評議会」幹部と会談し、カダフィ大佐が受け入れた停戦案を示しましたが、同評議会は拒否しました。同評議会のアブドルジャリル議長は会談後の会見で、「AU案は国民の気持ちを表していない」「国民が一貫して求めているのは、カダフィ氏の追放と現体制の終結だ」と強調し、カダフィー族が権力を手放す内容が含まれていない一切の案は受け入れられないと批判しました²²⁾。なお、反体制派にはカダフィ大佐と関係が深いAUへの不信感が強く、AUの仲介による解決は困難な状況となったと言われていました（『朝日新聞デジタル』2011年4月12日10時12分配信）。²³⁾

国連がAUの停戦仲介を支援せず、反体制派「国民評議会」とともにAUの調停を無視する中で、国連児童基金（ユニセフ）は4月11日に、リビアのミスラタでの政府側、反政府側の両勢力の交戦や無差別砲撃の拡大に伴い、

21) 前嶋和弘氏は、『『動けない大国』アメリカの行方 第1回：“弱腰”オバマ外交 覇権は終焉か』(THE PAGE, 2014年8月21日16時18分配信)は、『背後からの指導 (leading from behind)』という言葉がある。2011年のリビアへの軍事介入の際に代表されるような、攻撃の前面にアメリカが出ようとしないうオバマ政権の外交戦略を揶揄した言葉だ。この『背後からの指導』にしろ、ドローン（無人偵察機・爆撃機）の多用にしろ、批判は多いものの、いずれも米軍の負担を最低限にするという意味ではアメリカにとっては現実的な政策だった』としています。

22) AUの停戦案は、①即時停戦、②NATOによる空爆の停止、③国民への人道支援、④外国人保護などを条件に、カダフィ政権が政治改革を進めることを求めているとされていました。なお、AUの4月11日の声明によると、カダフィ大佐は即時停戦に合意し、「今回の危機を引き起こした原因を取り除くために必要な政治改革を受け入れ、また実行することを視野に入れた」話し合いにも応じるとしていました（Bloomberg, 2011年4月11日22時29分配信）。

23) 南アフリカのジェイコブ・ズマ大統領は5月30日に、カダフィ大佐とリビアの首都トリポリで会談し、会談後に両国のテレビに対し、AUが提案している全勢力の一斉停戦を出発点とし、NATOの空爆停止を含むロードマップをカダフィ大佐は受け入れる準備ができていると述べたと語っていました。しかし、ズマ大統領が「NATOによる空爆は、リビアの危機を終結させようというAUの努力を台無しにしている」と批判していたように、カダフィ大佐の退陣を要求しているリビアの反体制派とそれを支持するNATOはAU停戦案をすでに拒絶していました（AFP, 2011年5月31日13時46分配信）。

万単位の子どもたちが犠牲となって死亡する恐れがでてきたため即時停戦を呼びかけ、ユネスコのボコバ事務局長は8月8日の声明で、NATOがリビアの国営テレビ局を攻撃し、死傷者が出たと強く非難しました（国際連合広報センター「世界の動きと国連」2011年4月11日、2011年8月8日）。²⁴⁾

NATOによる軍事介入によってカダフィ政権は追い詰められ、8月23日に反政府勢力が首都トリポリを陥落したため、カダフィ大佐は自身の出身地で、カダフィ派の最後の抵抗拠点シルトに逃れました。しかし、シルトはNATOの空爆により壊滅的な打撃を受け、反政府勢力が10月10日に市の中心部を制圧したため、カダフィ大佐は10月20日に車列を組んでシルトから南へ脱出を図る途中で、フランス軍戦闘機や米軍無人攻撃機の攻撃を受け、反政府勢力に拘束され、死亡しました²⁵⁾。リビアを暫定統治する国民評議会は10月23日に、42年間に及んだカダフィ政権による独裁支配から全土が解放されたと宣言し²⁶⁾、安保理は10月27日に採択された決議2016で「決議1973(2011年)第4項及び第5項の規定は、リビアの現地時間2011年10月31日23時59分に終止されるものと決定する」(第5項)としていました。²⁷⁾

24) 潘基文事務総長は、4月14日の国連とアラブ連盟のリビアに関するカイロ会議での演説で、「速やかな決定的な地球的行動が多数のリビア人を救ったものの、人道状況は悪化しており、国連と国際社会による協調した努力が必要である」と述べ、ハティーブ事務総長特使は7月11日の安保理でのリビア情勢報告で、リビアにおける紛争は5か月目に入ったが、いまだ収束の兆しがみえないとして、政治解決と人々の窮状の緩和のための努力を倍加するよう求めています（国際連合広報センター「世界の動きと国連」、2011年4月14日、2011年7月11日）。

25) カダフィ大佐の殺害には疑問が多く、ロイター通信(2011年12月16日12時38分配信)は、国民評議会は、カダフィ大佐は銃撃戦に巻き込まれて死亡したとしていますが、「国際刑事裁判所のモレノオカンボ主任検察官は15日、リビアの最高指導者だったカダフィ大佐の殺害について、戦争犯罪の可能性があると述べた」と報じていました。

26) 国連総会は9月16日に、リビアで新政権樹立を目指す国民評議회를、カダフィ政権に代わる国連代表と認めることを、賛成114、反対17（ケニアや南アフリカなどのアフリカの親カダフィ政権の国々と、キューバやベネズエラなど）、棄権15（サウジアラビアなど）の賛成多数で承認しました。これは、国連総会への加盟国代表団の信任状を審査する信任状委員会が国民評議会を承認したことをうけて、総会での投票が行われました（朝日新聞デジタル2011年9月17日14時25分）。

27) 安保理決議1973の第5項は「同地域における国際の平和及び安全の維持に関する問題におけるアラブ連盟の重要な役割を認識し、また国連憲章第8章を念頭に、アラブ連盟加盟国に第4項の履行において他の加盟国と協力することを要請する」というものです。

4 安保理決議1973とNATOの空爆

NATO軍によるリビア国営テレビ局への攻撃や、カダフィ大佐が乗っていた自動車への攻撃、結果としてのカダフィ大佐の殺害とカダフィ政権の打倒に正当性があるのか、言い換えれば、そのような行為が安保理決議1973に違反していないかが問題とされています²⁸⁾。言い換えれば、保護する責任の意味が問題になります。

安保理決議1973の前文が、「リビア領空での飛行禁止を命ずることは、市民の保護並びに人道支援の提供の安全にとって重要な要素であり、リビアにおける敵対行為の停止にとって決定的な措置を構成する」としていたため、安保理決議1973はカダフィ政権の打倒あるいは排除を目的としたものではありません。しかし、カーニー米大統領報道官は安保理決議1970が採択される前日の2月25日に、カダフィ大佐は「リビア国民から見れば、正当性はゼロになった」と、事実上の退陣を要求し、サルコジ仏大統領も「政権を去るべきだ」と退陣を要求しました（『毎日新聞』2011年2月26日東京夕刊）。また、オバマ大統領はカダフィ政権が劣勢に立たされ、アブドラ内相やジャルド元首相などのカダフィ政権からの離脱が続く中の8月21日に、カダフィ政権は「崩壊の兆しを見せている」「もはやリビアを支配していないという現実を認める必要がある」と²⁹⁾、カダフィ大佐に即時退陣を迫る声明を発表しました

28) たとえば、上田秀明氏は「『保護する責任』の履行、リビアの事例」（前掲）で、「決議の目的は、『停戦の即時確立、暴力ならびに文民に対するあらゆる攻撃および虐待の完全な終焉を求める』ものであり、『リビアの主権、独立、領土保全および国の統一については安保理が公約』するとしており、カダフィ政権の打倒ないし排除は直接には言及されていない」と指摘しています。

29) オバマ氏の声明発表に先立ち、米國務省のスランド報道官は同日、「カダフィ大佐に残された日は限られている。リビアの人々の幸せを考えるなら、即座に退陣すべきだ」とする声明を発表し、「国民評議会がカダフィ後の時代について計画を立てるよう促している」と強調していました（『共同通信』2011年8月22日）。また、欧州連合のアシュトン外務・安全保障政策担当上級代表の報道官は8月22日に、「カダフィ政権は最後のときを迎えているようだ。われわれはカダフィ大佐に対して、即時に退陣し、これ以上の流血を避けるよう求める」と、即時退陣を求め、また「われわれはカダフィ後の計画をまとめている。カダフィ後のリビアを支援するため多数のシナリオが準備されている」と述べていました（『ロイター通信』2011年8月22日17時49分配信）。

(「共同通信」2011年8月22日)。

サルコジ大統領は、カダフィ大佐に退陣を要求していましたが、カダフィ大佐の殺害まで考えていたかは不明です。しかし、オバマ大統領は3月3日に、カダフィ大佐に「正統性を失った。カダフィは立ち去らねばならない」と即時退陣を要求し、カダフィ大佐側近に対して「罪のない市民への暴力は監視され、その責任をとることになる。大佐周辺はそれを理解しなければならない」(「日本経済新聞」2011年3月4日10時45分配信)と述べ、カダフィ大佐の殺害を示唆していました。

他方、NATOは安保理決議に基づいて飛行禁止空域の監視と、洋上などでの武器禁輸の監視の両作戦を指揮していたとされ、また市民の保護を目的とした地上攻撃の指揮権も米軍から引き継ぎましたが、NATOに地上攻撃の指揮権の引き継ぎが認められているかが問題になります³⁰⁾。一般には、「NATOは国連安保理決議に基づき、内戦状態になったリビアに軍事介入した。一般市民の保護を目的に、カダフィ政権軍に対して空爆や武器禁輸の監視などを実施、同政権崩壊を後押しした」(「朝日新聞」2013年4月10日朝刊)と理解されていますが、安保理決議1973にはNATOに地上攻撃を承認する文言はなく、一般に安保理からNATOが授権する場合には決議に明記されます³¹⁾。そのため、「NATOは、国連安保理の決議を執行する、国際警察の

30) 安保理決議1973の第8項が「飛行禁止命令の遵守を執行するために必要なあらゆる措置を講じる権限を付与し、またアラブ連盟と協力する関係国に対し、上記第6項及び第7項の規定を実施するための適切な組織を設立することを含む」としていることから、NATOが飛行禁止命令の遵守を執行する「適切な組織」と理解されたと考えられますが、それは飛行禁止命令の遵守の執行に限ったことで、地上攻撃は含まれません。

31) たとえば、2007年11月21日の安保理決議1785は、「国際的に認められた国境内でのすべての国家の主権および領土保全を維持しながらの、旧ユーゴスラビアにおける紛争の政治的解決に対する安保理の公約を再確認し」「上級代表、多国籍安定化部隊(EUFOR)の司令官および要員、NATOサラエボ本部の上級軍代表および要員、欧州安全協力機構(OSCE)、欧州連合(EU)およびボスニア・ヘルツェゴビナにおける他の国際機構および機関の要員の、和平合意履行への貢献への謝意を強調し」「和平合意署名以来12年間、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける国家および地方レベルの当局のおよび国際社会が成し遂げたことに敬意を表しつつ、和平合意の完全な履行がまだ完了していないことを確認し」「欧州連合のボスニア・ヘルツェゴビナへの増加する関与およびNATOの継続した関与を歓迎し」「EUFORまたはNATOの現地軍をそれぞれ防

ような役目を果たすようになってきているようだ」(IRIBラジオ日本語, 2011年3月25日22時28分配信)とされていました。なお, NATOの軍事介入の問題については, 稿を改めて論じることになります。³²⁾

5 安保理決議1973と米英仏の武力行使

国連広報センターは, 安保理決議1973は「リビアのベンガジ市へのカダフィ大佐率いる政府軍による攻撃から市民を保護するため, 飛行禁止空域を設定し, 加盟国に武力行使を実質容認」(国際連合広報センター「世界の動きと国連」2011年3月17日)としています。安保理決議1973の第4項は, 加盟国に対し「リビアにおいて攻撃の脅威の下にある市民及び市民居住地区を守るために, 必要なあらゆる措置を講じる権限を付与する」, 同第8項は「加盟国に対し, 必要に応じて, 上記第6項により課された飛行禁止命令の遵守を執行するために必要なあらゆる措置を講じる権限を付与する」としていますが, ここにいう「必要なあらゆる措置」に武力行使が含まれるのかという問題があります。

たとえば, 「必要なあらゆる措置」等の表現は, 1990年11月29日の安保理決議678にみられ, 同決議では「国際連合憲章の下での国際の平和及び安全の維持と確保のための安保理の義務と責任に留意し, 理事会決定の完全な遵守を確保することを決意し, 国連憲章第7章の下で行動し」「クウェート政府に協力している加盟諸国に対して, イラクが1991年1月15日以前に, 前記第1項に示されたように, 前掲の諸決議を完全に履行しなければ, 決議661

御するために, EUFORあるいはNATO本部いずれかの要請に応じて, すべての必要な措置をとり, また彼らの任務の実行において両機構を支援することを加盟国に対し許可し, EUFORおよびNATO双方の現地軍が, 攻撃あるいは攻撃の脅威から自らを防御するためにすべての必要な措置をとる権利を是認する」(第15項)としています。

32) 福富満久「リビア内戦と『保護する責任』」(前掲)は, ICISS報告書でも「実際の武力行使は, 国連憲章第8章をもとに, 国連安保理の機能不全の場合は国連緊急特別総会や地域機関等にも軍事介入の余地を認めているが, 国連安保理以上の実行主体はなく, いかなる軍事介入でも, 安保理の議決が優先されなければならないとされている」という。

(1990年)及びそれに続くすべての関連諸決議を堅持・履行し、当該地域における国際の平和及び安全を回復するために、必要なあらゆる措置を講ずる権限を付与する」(第2項)としています。³³⁾

安保理決議 678の「国連憲章第7章の下で行動して」や「必要なあらゆる措置」の解釈を巡って議論が行われましたが、「必要なあらゆる措置を講ずる」という文言は、安保理が加盟国に対し、決議の中で示された委任された権限の枠内で武力の行使を授權したものと一般に解釈されていると言われてます(吉田靖之「国連安保理事会決議に基づく多国籍軍の法的考察—安全保障理事会の『授權』を中心に—」『防衛研究所紀要』第3巻第1号, 2000年6月)。

しかし、安保理決議1973第4項は「市民の保護」、第8項は「飛行禁止空域」に関するもののため、市民の保護のための武力行使とは何かが問題になります。2009年1月12日の国連総会における事務総長報告書「保護する責任の履行」(A/63/677)は、「国際社会はまた、国際連合を通じて、国連憲章第6章及び第8章に従い、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化並びに人道に対する罪から人々を保護することを助けるために、適切な外交的、人道的及びその他の平和的な手段を用いる責任を有する。この文脈において、我々は、平和的な手段が不十分であり、また国家当局が、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化並びに人道に対する罪からその国の人々を保護することに明らかに失敗している場合には、個別の事例ごとに、また適宜関連する地域的機関と協力

33) 2008年6月2日の安保理決議1816は、「本決議の日から6か月間、ソマリアの沖で海賊行為および海上武装強盗に対する戦いにTFGと協力する国家は、TFGにより事務総長に対し事前の通知により、以下のことを行うことができることを決定する。(a) 関連する国際法のもとで海賊行為に関し公海で許されている行為に合致したやり方で、海賊行為および海上武装強盗を抑圧する目的でソマリアの領海に入ること (b) 関連する国際法のもとで海賊行為に関し公海で許されている行為に合致したやり方で、ソマリアの領海内で、海賊行為および武装強盗の活動を抑圧するために必要なあらゆる方法を使うこと」(第7項)とし、「本決議で与えられた権限は、ソマリアにおける情勢に関してのみ適用され、その他のいかなる情勢に関しては条約のもとでの何らかの権利若しくは義務を含む、国際法のもとでの加盟国の権利または義務若しくは責任に影響をあたえるものではないことを確認し、また、とりわけ確立した慣習国際法としては考慮されないことを強調する」としています。

しながら、第7章を含む、国連憲章に従い、安全保障理事会を通じて、適切な時期に断固とした方法で、集团的行動を取る用意がある」(第139項)とし³⁴⁾、市民の保護とはジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化並びに人道に対する罪から人々を保護することとしています。

そして、武力行使について国連憲章第42条は「安全保障理事会は、第41条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる」としています。そのため、安保理決議1973が「リビアにおいて一般市民に対して現在行われている広範かつ組織的な攻撃は、人道に対する罪と同然でありうることを考慮し」としていることから、同決議の市民の保護のための武力行使とはカダフィ政権の人道に対する罪から人々を保護することを意味します。

ただし、安保理決議1973は「リビアにおいて攻撃の脅威の下にある市民及び市民居住地区を守るために、必要なあらゆる措置を講じる権限を付与する」としていますが、具体的にはどのような軍事作戦が認められるのが問題になります。今にも殺害されそうな市民を保護するために、カダフィ政権側の兵士に対する攻撃(人々の人権を犯す直接原因)に限定されるのか、あるいは非交戦状態のカダフィ大佐の車列に対する攻撃(人々の人権を侵す根本原因)も含まれるのかについては不明です。ただ、安保理決議1973が地上部隊の投入を認めていないため、市民の保護とは今にも殺害されそうな市民を保護することではなく、カダフィ大佐を殺害し、政権を壊滅するための詭弁に過ぎません。³⁵⁾

34) 続けて、第139項は「我々は、総会が、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から人々を保護する責任及びその影響について、国連憲章及び国際法の諸原則に留意しつつ、検討を継続する必要性を強調する。我々はまた、必要に応じかつ適切に、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から人々を保護する国家の能力を構築することを助け、また、危機や紛争が勃発する緊張に晒されている国家を支援することに関する考えである」としています。

35) ロバート・ゲーツ米国防長官は下院公聴会で、「飛行禁止空域の設定は、防空網を破

なお、ICISS報告書では紛争予防が最も重要な取り組みで、介入は可能な限り手を尽くした後に選ばれるべき選択肢であるとし、介入する場合の正当な理由として、差し迫った危機が主権国家の意図的な作為によるものか、破綻国家としての結果かどうかにかかわらず、大規模な人命の喪失がみられる場合と強制退去や婦女暴行を伴う大規模な民族浄化がみられる場合をあげ、武力介入を正当化する場合は正当な意図、最終手段、均整のとれた方法、合理的な見込みの4つを満たしていなければならないとされていますが³⁶⁾、米英仏などによるリビア空爆では「保護する責任」(対応する責任)がカダフィ政権を打倒するために利用されただけです。

おわりに

現在のリビアの状況について、読売新聞欧州総局長・佐藤昌宏氏は「リビア 急ぎすぎた『民主化』」(「読売新聞」2015年3月22日付朝刊)で、中東の民衆蜂起「アラブの春」で、「政権転覆にまで至ったチュニジア、エジプト、

壊するためリビア本土への攻撃から始めます。リビア領空全域に戦闘機を展開するが、人々が銃殺されていることは気にしない」と述べていました(CNN, March 02, 2011, Updated 1053)。

- 36) 福富満久「リビア内戦と『保護する責任』」前掲。また、山下光「保護責任論の理想と現実(ブリーフィング・メモ)」(『防衛研究所ニュース』通算138号、2009年12月)は、保護する責任(R2P)について、「それぞれの国の政府が自国民の人権の保護と促進に責任を持ち、それに基づいて諸国家が相互に主権国家として認知しあう、そういった国際社会像をICISSは提示しているのである。だが、紛争、特に内戦や地域紛争を抱えている国家は、この責任を果たせないことが多い。紛争下にある国の政府はその能力を持つ余裕がないばかりでなく、逆に政府に敵対する勢力の影響下にあると疑われるグループを追放したり、組織的に殺害する(1990年代前半のルワンダ・ジェノサイドやボスニアでの民族浄化など)ことすらある。R2Pの論理が国際的介入に論拠を与えるのはこの点においてである。つまり、当該国家がしかるべき保護責任を果たしていないと判断される場合、その『責任としての主権』は国際社会が果たすべきだというのが、R2Pの主張なのである。そして、この責任としてICISSが挙げるのは、紛争の根本・直接原因に対処する『予防責任』、紛争発生後の急迫した状況への『対応責任』、紛争後の再建支援を行う『再建責任』の三つである。このうち、ICISSが特に強調するのが予防責任の重要性である。このため、報告書では、危機の早期分析・警戒能力やさまざまな『紛争予防ツールボックス』が十分に発達・組織されていない現状が指摘され、『対応の文化』から『予防の文化』への転換が訴えられている」としています。

リビアの3か国のうち、武力による政権打倒はリビアのみで、米英仏などの軍事介入による『成功モデル』となった。リビアは、世界有数の埋蔵量を誇る原油生産が回復すれば、早期復興も可能とされた。ところが、現実には復興どころではなくなっている。内戦中に発足した武装勢力の解体やばらまかれた武器の回収は全く進まず、治安は悪化する一方。政界では、カダフィ政権下で抑え付けられていたイスラム主義勢力が台頭。世俗主義と対立し、国内には政府と議会が二つずつ存在する。事実上の無政府状態をつき、イスラム過激派組織『イスラム国』がシリア、イラクに次ぐ拠点をリビア国内に築きつつある。原油生産の停滞で、来年にも財政破綻するとの予測もあり、同国は、『破綻国家』の瀬戸際まで来ている」としています³⁷⁾。これは、米英仏が当初からカダフィ政権の打倒だけを目的とし、「再建する責任」を果たすつもりがなかったからです。

そして、佐藤昌宏氏は続けて「内戦への軍事介入に積極的だった米英仏は今回、事態打開に動く気配を見せない」「今の米欧諸国には、『中東は民主化よりもまず安定』という空気が支配的だ」としています。カダフィ大佐によって維持されていたリビアの安定を破壊したのが米英仏で、佐藤昌宏氏は「自由で公正な選挙と民主的憲法は民主主義の根幹とはいえ、リビアは選挙と憲法制定を急ぎすぎたのではないか。政党結成すら認められてこなかった同国で、混乱中に選挙を行えば、組織力のあるイスラム主義勢力が伸長するのは明白だった」としていますが、リビア空爆の本質は西洋型民主主義を至

37) 佐藤昌宏氏は「アラブの春」を「民主化運動」と捉えています。民主化運動ではないことは自明です。また、日本の外務省も『外交青書2012』の中で「2011年頭にチュニジアで本格化し、アラブ諸国に広まった反政府運動は、チュニジア、エジプト、リビアで長期政権を崩壊させ、イエメンで政権移行を決定付けるなど、いわゆる『アラブの春』と呼ばれる大変動を引き起こしました。長期政権が続いていた多くのアラブ諸国にとって、これは、数十年ぶりの大規模な政変でした。また、これらの政変は、これまで極めて限定的にしか政治に参加できていなかった一般の民衆が主な原動力になったという点で、それらの国々が経験したことのない性格のものでした。さらに、政変が連鎖した範囲及び速さは、現代世界の歴史で発生した民主化運動の中でも大きなものといえます。多くのアラブ諸国で民主化運動が生じました」としていました。「アラブの春」の本質は、イスラム世界では単なる嫉妬政治の産物であり、世俗派とイスラム主義派の宗教抗争に過ぎません。

高のものと信じている欧米人の驕りと、彼らによる非西洋への西洋型民主主義の押し付けであり、その具体的形態が武力行使による政権転覆です³⁸⁾。大航海時代にみられたキリスト教の布教と植民地化と同じ構図です。

このことは、「保護する責任」を謳った2005年世界サミット成果文書が「世界の多様性を認識し、我々は、あらゆる文化と文明が人類の豊かさに貢献していることを認識する。我々は、世界中の宗教的、文化的多様性の尊重と理解の重要性を認識する」(第14項)としながらも、「我々は、すべての人権、法の支配及び民主主義を積極的に保護・促進するよう再びコミットし、それらは関連し合い、相互に補強し、普遍的で不可分な国連の中核である価値や原則に属することを認識し、それぞれの権限に従って、人権と基本的自由を促進するよう、国連全体に対して要請する」(第119項)、「我々は、民主主義は政治、経済、社会、文化制度や人生のあらゆる局面での完全な関与を決定するために人々が自由に表現した意思に基づく普遍的な価値であることを再確認する」(第135項)と、民主主義の普遍的価値を強調していることから明らかです。

そして、西洋型民主主義の非西洋への押し付けを強権的に推し進めるために持ち出されたのが、不干涉原則に優先するとされている「保護する責任」です。

(脱稿：2015年3月23日)

38) スティーブン・ウォルトハーバード大学ケネディ行政大学院教授のステイブン・ウォルト氏は、「リビア空爆はオバマの戦争だ」「米国がリビアの政権転覆を狙って軍事力を行使していることはまぎれもない事実だ」(「ニューズウィーク日本語版」2011年3月30日16時35分配信)としています。